

第7回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年10月11日（金）午後2時30分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

13名

1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行
4番 齊藤 耕一 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作
8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一
11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子
14番 村上 枝里

4. 欠席委員

1名

5番 秋吉 和行

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第7回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第7回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は13名、欠席者1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員に8番の協委員さん、2番の大野委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>11番協委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、のだ山幼稚園から南へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は腰高程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において大豆、イモ、ダイコンを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約11a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約750mの距離に位置した農地であり、現地は1筆の一部は草刈りされており、それ以外は膝丈から腰高程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において小麦を栽培予定です。農機具はトラクタ</p>

	<p>ーを5台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台、乗用草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約7.7haとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてウメ、プラムを栽培予定です。農機具はオートモア、ミニユンボを各2台、トラクター、フォークリフトを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.8haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、野津原市民センターから西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は軽トラックを2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、粃摺り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.8haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>6番齊木委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えており、一部に農業用倉庫がありました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ネギ、ジャガイモを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約22aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告</p>

2番大野委員	<p>と地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野清掃センターから東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地はビワ、カボス、スモモ等の果樹が栽培されており、一部に農業用倉庫がありました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてビワ、カボス、スモモ等の果樹と露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕うん機を1台所有しており、田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ5ページ3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から北東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は隣接する空き家に転居予定の新規就農者で、申請地においてカボスを栽培する予定です。農機具は草刈機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、田植機、トラクター、ミニ耕うん機、動力噴霧器を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約41aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において1筆は水稻、1筆はキャベツ、タマネギを栽培予定です。農機具は草刈機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約15a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、保育所等の経営事業を営む法人が認定こども園として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当しま</p>

議長	<p>す。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 3番は関連する21ページ 第5号議案 非農地証明願2番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1987年頃から境内地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから北東へ約260mの距離に位置した農地であり、現地は境内地として利用されており、面積が小さいことから農地として復元しても継続して利用できないことが見込まれました。</p>

議長	<p>地区審議会で審議したところ、非農地相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、21ページ 2番について採決します。</p> <p>21ページ 2番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、21ページ 2番は非農地決定します。戻りまして、8ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから北東へ約260mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は宗教法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね300m以内の農地であるため、第3種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の9ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹中中学校から東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、10ページ 農地転用事業計画変更申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約900mに位置する農地であり、農地法第5条許可を受けている地番については認定こども園建設中であり、1筆については保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農地法第5条許可（令和6年4月4日付 大分市指令第71号）を受けた転用計画に変更が生じたため、計画変更するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>この案件について事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページ 第5号許可申請 1番の筆が、10ページの農地転用事業計画に</p>

	<p>追加され、当初の計画が変更になったというものです。先ほどお配りした審査基準を参考に、計画変更を承認して良いかどうかの審議をお願いします。</p>
議長	<p>これまでの説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条申請は許可相当、農地転用事業計画変更申請は承認相当とします。</p> <p>次に、11ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年間の賃借権設定となっています。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の12ページ 1番は村上委員さんが代表を務める法人の案件ですので、村上委員さんは一旦、退室をお願いします。</p>

	(村上委員退室)
議長	では、事務局から報告をお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。賃借権10年間の設定です。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、12ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、12ページ 1番は承認することとします。 では、村上委員さんは着席をお願いします。
	(村上委員着席)
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、採決した12ページ 1番を除く、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、13ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>利用権設定の1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番協委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から南西へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてイチジクを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しており、トラクターを1台借用しています。なお、利用権設定後の経営面積は約29a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番協委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮苑公民館から北西へ約550mの距離に位置した農地であり、現地はビニールハウスでピーマンが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてピーマンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植</p>

議長	<p>機、コンバインを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、14ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、警察学校から南東へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、粃摺り機、田植機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.8ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ15ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南西へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経</p>

議長	<p>営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約19aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場から西へ約1.9kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてトマト、ブロッコリーを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約56aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ16ページからは再設定ですので、報告事項は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで</p>

	<p>す。10年間の使用貸借権設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の使用貸借権設定です</p> <p>17ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権設定です。</p> <p>5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年間の使用貸借権設定です。</p> <p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の使用貸借権設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年間の使用貸借権設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権設定です。</p> <p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。20年間の使用貸借権設定です。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p>

事務局	<p>次に、20ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p> <p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、毛井地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者で、申請地において表作に水稲、裏作に麦を栽培予定です。契約成立後の経営面積は約5.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、21ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1977年頃から宅地の進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から南東へ約360mの距離に位置した農地であり、現地は宅地の進入路として利用されてい</p>

ました。

22ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2020年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から東へ約500mの範囲に点在した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は、1筆は1989年頃から耕作放棄により原野化、1筆は農業用倉庫、耕作地として利用していたが、1989年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から北西へ約650mの距離に位置した農地であり、1筆は耕作放棄により原野化、1筆は農業用倉庫、耕作地として利用されていましたが、耕作放棄により原野化していました。

23ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1967年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校から西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は更地になっており、面積が小さいことから農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。

それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。

議長

ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

なければ、採決した21ページ 2番を除く第5号議案について採決します。

第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定とします。</p> <p>次は24ページ 第6号議案 租税特別措置法第70条の6 第1項の証明願 について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>被相続人がお亡くなりになり、次女が農地を相続することになったこと から納税猶予の証明願が出ております。現地調査報告です。現地は水稻 が栽培されていました。農地として利用していることから、納税猶予の 適格者であることの証明発行は可能であると思われます。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、証明を発行することに賛成の方へ挙手をお願いし ます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は証明の発行を承認します。</p> <p>次の、25ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報 告をお願いします。</p>
事務局	<p>25ページから27ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地 を取得したという届出が合計4件出ています。</p> <p>28ページから30ページです。農地法第4条第1項第7号届出で、市街化区</p>

	<p>域内農地において、所有者自身が転用するという届出が合計で7件出ています。</p> <p>31ページから34ページです。農地法第5条第1項第6号届出で、市街化区域内農地において、所有権移転を伴う転用の届出が合計で44件出ています。</p> <p>35ページです。農地法第5条第1項第6号一時転用の届出で、市街化区域内農地で一時転用するという届出が1件出ています。</p> <p>36ページです。農地法第18条第6項通知で、双方合意による賃借権解約の通知が合計3件出ています。</p> <p>以上が7号議案の報告事項です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>ありません</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了いたしました。これで第7回定例総会を閉会します。</p>